

(目的)

インターネット倫理機構は、コンテンツ提供者の表現の自由を守りながら、健全なネット社会の発展と、青少年の健全な育成を目的とするものである。この目的を達成するため、暴力、性、偏見、等の表現を含むコンテンツについて倫理規定を設け、また、区分け閲覧を為しうよう提言する。

当倫理規定は、インターネット倫理機構会員および多くのインターネットコンテンツ提供者に対して、インターネットにおけるコンテンツの製作、配布について倫理規範を示すものである。インターネットはその性格上国境を超えて機能するものであるが、当機構は日本国内に設立された組織であり、それ故に日本国内の社会通念上のコンセンサスを基盤としてこの倫理規定を定める。

(倫理規定の変更原則)

当インターネット倫理機構は、日本国内における法令、判決例、青少年保護育成教程、国民のコンセンサス等に十分留意する。その上で、理事会および総会の決定を経て、当倫理規定は柔軟に運用、変更されるものとする。

(追記)

コンテンツとは、インターネットを介して閲覧できる、ホームページ、コンピュータープログラム、ビデオやグラフィック、サウンド等各種のデータと規定する。

(一般原則 1、供してはいけなく、また閲覧に留意するコンテンツ)

1. 人種、風俗、慣習について。

世界に存する、あらゆる人種、民族に対して等しく敬意を払い、その風俗や慣習について、自文化中心の考え方から貶めた表現、描写を含むコンテンツの製作、配布、その両方を行なわない。

2. 宗教、信教について。

個人における信教の自由を尊重し、特定の宗教、考え方、思想を故なく非難、中傷するような表現、描写を含むコンテンツについて、製作、配布、その両方を行なわない。

3. 個人情報について。

「インターネットは世界中に開かれたものである」という認識にたち、特定の個人を誹謗中傷するコンテンツ、個人のプライバシーに属するコンテンツを製作、配布、その両方を行なわない。実在する法人、あるいは組織についても同様とする。

4. 社会的弱者について。

身体障害者、社会的弱者を愚弄したり、尊厳を冒したりするような表現、描写を含むコンテンツの製作、配布、その両方を行なわない。

動物虐待を助長するような表現、描写を含むコンテンツの製作、配布、その両方を行なわない。

5. 暴力的、反社会的な行為について。

過度に暴力的な表現、描写において、それを含むコンテンツの製作、または配布、あるいはその両方について十分留意する。細則については別に定める。ドラッグの使用、テロ行為等、反社会的な行為を助長する表現、描写について、それを含むコンテンツの製作、配布、その両方を行なわない。

6. 性的な表現、描写について。

性的な表現、描写を含むコンテンツの製作、配布、その両方において、表現が過度にならないよう抑制する。細則については別に定める。

(一般原則 2、青少年が閲覧できない様に、区分け閲覧を行うコンテンツ)

1. 青少年に禁じられた行為について。

喫煙・飲酒等、青少年に禁じられた行為をアピールするような表現、描写を含むコンテンツの製作、配布、については区分け閲覧を行うよう留意する。

2. 暴力的、反社会的な行為について。

過度に暴力的な表現、描写において、それを含むコンテンツの製作、または配布、あるいはその両方について青少年における模倣性に注意し、区分け閲覧を行うよう留意する。細則については別に定める。

3. 性的な表現、描写について。

性的な表現、描写を含むコンテンツの製作、配布、その両方において、青少年に有害なものは、区分け閲覧を行うよう留意する。細則については別に定める。

以上